白糠町地域防災計画

第 9 章

事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、 大規模な火災災害などの大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実 強化を図るための予防及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1節 海難事故災害対策計画

I 海難対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。)

(ア) 白糠漁業協同組合

- a 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため、組合員、漁業関係者等に必要情報を提供、連絡、広報するなどの措置を講じるものとする。
- b 職員、組合員等の非常時における参集体制、応急対策活動のための手順書の作成 等、応急体制を整備するものとする。
- c 関係機関相互に連携して実践的な訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- d 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- イ 北海道運輸局(釧路運輸支局)、釧路海上保安部、北海道(釧路総合振興局)、釧路警察署、白糠町、釧路市西消防署(白糠支署)
 - (ア) 迅速かつ的確な海難事故災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

- (イ)海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した 通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (ウ)職員の非常参集体制、応急活動等に関し、応急対策活動のための手順書の作成等、 応急体制を整備するものとする。
- (エ)海難事故発生時における応急活動等に関し、予め関係機関と協定の締結を行う等、 平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (オ) 海難事故発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難事故発生時の活動手順 関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ず るものとする。
- (キ)船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期 避難、避泊を図る等の指導をするとともに、白糠漁業協同組合に対し、気象情報の常 時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - a 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - b 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切に状況を伝えるので、必ず 聴取するとともに、荒天に対処する釧路海上保安部から指導を受けた場合は、速や かに適切な措置を講ずるものとする。
- (ク) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道漁船 海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指 導するものとする。
 - a 船体、機関、救命装置(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - b 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立
 - c 漁船乗組員の養成と資質の向上
 - d 小型漁船の集団操業の奨励と相互救護体制の強化
 - e 海難防止に対する意識の高揚
- (ケ) 釧路海上保安部及び北海道運輸局(釧路運輸支局)は、次の事項に留意し、随時実 地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - a 海技従事有資格者の乗船確認
 - b 無線従事有資格者の乗船確認
 - c 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

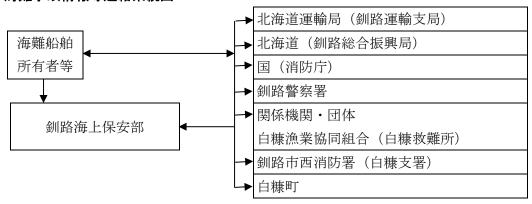
3 災害応急対策

(1) 情報通信

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、 情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

連絡系統は下記のとおりとする。

海難事故情報等連絡系統図



(2) 海難発生時の広報

海難発生の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

船舶所有者等、白糠漁業協同組合、北海道運輸局(釧路運輸支局)、釧路海上保安部、白糠町、釧路市西消防署(白糠支署)、北海道(釧路総合振興局)、釧路警察署

イ 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者 の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否に関する情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要と思われる情報
- ウ 旅客及び地域住民等への広報
- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要と思われる情報

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれのある場合、その状況に応じて応急活動 体制を整え、その地域における災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて 応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実 施する。

(4) 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第20節 海難予防及び救助 計画」の定めによるほか次によるものとする。

ア 実施事項

- (ア) 釧路海上保安部 (海上保安庁法第2条)
 - a 海難に際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
 - b 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。
 - c 関係機関の救助活動の調整に関すること。

イ 白糠町(基本法第62条、水難救護法第1条)

- (ア) 遭難船舶を認知した時は、釧路海上保安部及び釧路警察署に連絡するとともに、直 ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶馬車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。
- ウ 釧路警察署(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

工 白糠漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たるものとする。

才 日本水難救済会北海道支部白糠救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、釧路海上保安部と釧路市消防本部が 締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等については、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めるところにより 実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

海難事故発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」の定めるところにより実施する。

(10) 広域応援

海難の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、北海道や他の市町村へ応援を要請する。

Ⅱ 流出油等対策計画

1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流失等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

なお臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については北 海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故よる油等の海上流失等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 関係行政機関の共通実施事項(北海道運輸局(釧路運輸支局)、釧路海上保安部、釧路地 方気象台、北海道(釧路総合振興局)、釧路警察署、釧路市西消防署(白糠支署))
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相 互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 災害時の油等の大量流出に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等 の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有 するものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関 との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとす る。
- (2) 各行政機関の個別実施事項
 - ア 釧路海上保安部
 - (ア) 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - a 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生 時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
 - b 漁港状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の 状況)

- c 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、 サルベージ、消化及び油除去作業、潜水作業)
- (イ) 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び排出油の防除に関する協議会の育成強化
- (ウ) 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導 啓発するものとする。
 - a 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参 考資料の配布等
 - b 在港船舶に対する臨船指導
- (エ)海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守 の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等 に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - a 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - b 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - c 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

イ 北海道(釧路総合振興局)

- (ア) 白糠町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
- (イ) 白糠町の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配 慮するよう指導する。
- (ウ) 白糠町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- ウ 白糠町・釧路市西消防署(白糠支署)
- (ア)油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、 けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (イ) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- (ウ) 船舶所有者等、白糠漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - a 荷役は油槽所等保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - b 消化器具の配備。
 - c 油流出事故の予防対策及び化学消化剤の配備。
 - d 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- (エ)入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

工 釧路地方気象台

(ア) 関係行政機関の防災活動を支援するため、気象に関する観測及び予測資料の作成し 提供する。

- (イ)油流出後、強風・波浪等の気象に伴う2次災害防止の恐れが予想される場合、船舶 所有者、白糠漁業協同組合等に対し、関係機関を通じた周知・情報共有に努める。
- (3) 船舶所有者等、白糠漁業協同組合
 - ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な 措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアル作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機 材の整備推進に努めるものとする。
 - エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関 との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとす る。

3 災害応急対策

油等大量流出事故等の対応は、次のとおり行うものとする。

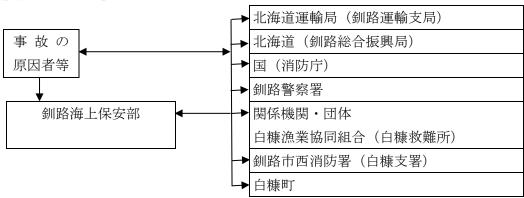
(1) 情報通信

油等大量流出事故が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は下記のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、白糠漁業協同組合、危険物関係施設管理者、漁港管理者、北海道運輸局(釧路運輸支局)、釧路海上保安部、白糠町、釧路市西消防署(白糠支署)、北海道(釧路総合振興局)、釧路道警察署

イ 実施事項

(ア) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項 について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送の復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 北海道の災害対策組織

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ北海道地域防災計画「第3章 第 1節 組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 白糠町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況 に応じて応急活動対制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、 その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る 災害の応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

ア 事故の原因者等

速やかに釧路海上保安部又は管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の除去活動を実施する。

イ 釧路海上保安部

- (ア)巡視船艇・航空機を活用し、流出油の拡散及び性状の変化の状況を調査するととも に、関係機関に情報を提供する。
- (イ) 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- (ウ)事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- (エ)緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油 防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (オ)排出油の防除について、釧路管内沿岸排出油等防除協議会に対し、それぞれの立場 に応じた防除活動や必要な資機材の動員、相互の連携ができるように調整する。
- (カ)油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、 油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (キ) 釧路海上保安部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈設し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。
- ウ 北海道(釧路総合振興局)白糠町・釧路市西消防署(白糠支署)
- (ア) 北海道(釧路総合振興局)は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集 を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- (イ)流出油等の海岸への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

工 釧路警察署

- (ア)油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用する とともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査 及び警戒監視活動を行うものとする。
- (イ)油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機 関が行う流出等の防除活動への協力を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配慮するものとする。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災発生時における消防活動は次により実施するものとする。

ア 釧路海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて白糠町・釧路市西消防署(白糠支署)に協力を要請するものとする。

イ 白糠町・釧路市西消防署(白糠支署)

火災状況等の情報収集に努め、釧路海上保安部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第27節 交通応急対策計画」の 定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(9) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署(白糠支署)は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び日本水難救済会北海道支部白糠救済所の協力 危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があっ た場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、「第5章 第22節 ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 道路災害(事故)等対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急活動や消火活動等が必要とされる災害(以下「道路災害(事故)等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し危害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害(事故)等を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものと する。

また、異常が発見され、事故災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

- イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保 するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ウ 職員の非常参集体制、応急活動のための手順書等の作成等、道路災害(事故)等応急 体制を整備するものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動 手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善等の措置を講ずるものと する。
- オ 道路災害(事故)等時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予 め体制、資機材を整備するものとする。
- カ 道路利用者に対して道路災害(事故)等時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るも のとする。
- キ 道路災害(事故)等の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ 再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

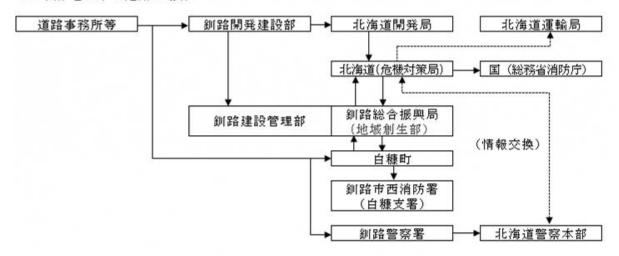
道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等 は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

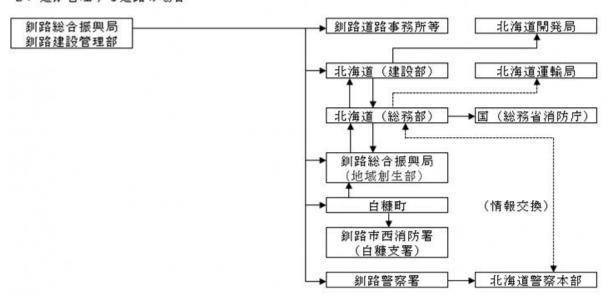
道路災害(事故)等が発生又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は、 次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

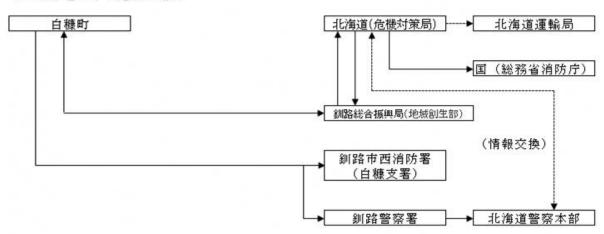
1. 国が管理する道路の場合



2. 道が管理する道路の場合



3. 町が管理する道路の場合



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害が発生した時は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ)関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- (ウ)関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整 等を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者(釧路開発建設部・釧路総合振興局釧路建設管理部・白糠町)、白糠町、 釧路警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つと思われる情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により、道路災害(事故)等の状況や被災者の状況や安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況 に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 避難救出活動

道路災害(事故)等時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出 計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害(事故)等時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び 助産計画」の定めによるものとする。

(6) 消防活動

消防機関は、道路災害(事故)等による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、 迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容並びに埋火葬等を行うものと する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害(事故)等により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害(事故)等時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛 隊派遣要請計画」の定めるところにより、北海道(釧路総合振興局)に要求する。

(11) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署(白糠支署)は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的 確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

- イ 道路管理者は、類似の災害再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急 点検を行うものとする。
- ウ 道路管理者は、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める ものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質)の漏洩、流出、火災、 爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係 機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条 第7項に規定されているもの。

(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油) など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの。

(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等) など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの。

(例) 液化石油ガス (LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの。

(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第167号)等によりそれぞれ規定されているもの。

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という。)及び関係機関のとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

- (ア)消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 釧路市西消防署(白糠支署)

- (ア)消防法の規定に基づき、保安検査、立ち入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ)事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 釧路警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類等災害予防

ア 事業者

- (ア)火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ)火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に 異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害 が発生したときは、警察官等に届けるものとする。

イ 釧路警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道(釧路総合振興局)又は北海道経済産業局 に対し、必要な措置を要請するものとする。

- (イ) 火薬類運搬の届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要の あるときは、運搬日時、経路、方法、火薬類の性状、積載方法等について指示をする などにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度に 異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届け出があったときは、速やかに知事 (釧路総合振興局長) に報告するものとする。
- ウ 釧路市西消防署(白糠支署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険防止規程の 作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の 確立を図るものとする。 (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急 措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事(釧路総合振 興局長)又は警察官に届け出るものとする。

イ 釧路警察署

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入 検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時にお ける初動体制の確立を図るものとする。

ウ 釧路市西消防署(白糠支署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物·劇物災害予防

ア 事業者

- (ア) 毒物及び劇物取締法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ)毒物・劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を釧路総合振興局(保健環境部保健福祉室)、釧路警察署 又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 釧路警察署

必要に応じ、毒物・劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

ウ 釧路市西消防署(白糠支署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ)放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素 等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに 文部科学省、消防機関等関係機関へ通報するものとする。

イ 釧路市西消防署(白糠支署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 釧路警察署

- (ア)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立 入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時 における初動体制の確立を図るものとする。
- (イ)放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染されたものを運搬する届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

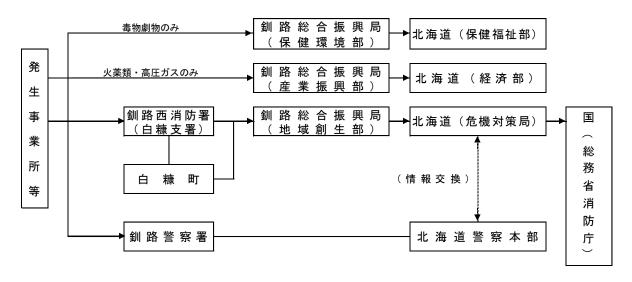
(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は次の とおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害が発生したときに備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段 を確保しておくものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関へ連絡するものとする。
- (ウ)関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整 等を行うものとする。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施にあたり、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等により放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取締規制担当機関

イ 実施事項

(ア)被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、災害の状況や家族等の 安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害(事故)対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 火災拡大防止

危険物等による、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の 性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、 事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大 防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

(5) 消防活動

ア 事業者

事業者は、災害時は、消防機関へ速やかに連絡をするとともに、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等の初期消火活動に努めるものとする。

イ 釧路市西消防署(白糠支署)

職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」 の定めによるものとする。

(7) 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び助産 計画」の定めによるものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものと する。

(9) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」 の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」に定めるところにより、北海道(釧路総合振興局)に要請する。

(11) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署(白糠支署)は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火災災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断地帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 予防査察の実施

多数の人が出入りする、医療機関、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(3) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(4) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分に配慮する。

(5) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(6) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

(7) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(8) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民と相互に連携して実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(9) 火災警報

町長は、釧路総合振興局から火災気象通報を受けたとき、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

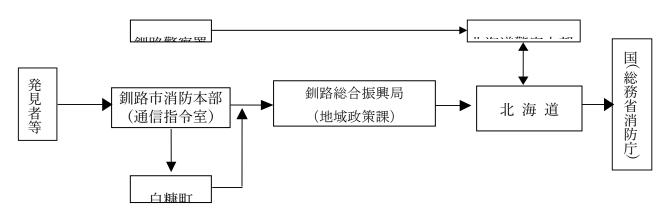
(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア)関係機関は、災害が発生した時に備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段を 確保しておくものとする。
- (イ)関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整 等を行うものとする。

(2) 災害広報

大規模火事災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

白糠町及び関係機関

イ 実施事項

(ア)被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車等により、災害の状況や家族等の安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に 応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係 る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害(事故)対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 消防活動

釧路市西消防署(白糠支署)は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、 消防活動を行うものとする。

(5) 避難救出活動

大規模火事災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」 の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

大規模火災災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

白糠町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」 の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」に定めるところにより、北海道(釧路総合振興局)に要請する。

(10) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署(白糠支署)は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(11) 災害復旧

大規模な火事火災により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、 白糠町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との 密接な連携のもと、「第 10 章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推 進する。

第5節 航空災害対策計画

1 基本計画

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害の規模を最小限に食い止めるため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施項目

- ア 北海道エアポート株式会社釧路空港事業所
 - (ア) 航空運送業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
 - (イ) 災害時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - (ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- (ア) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に 防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (イ)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備 するものとする。
- (ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

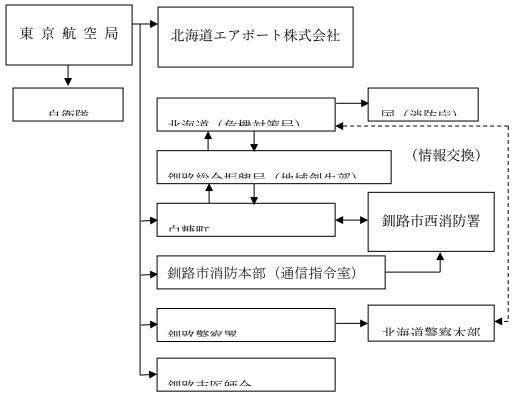
3 災害応急対策計画

(1) 情報通信

航空災害が発生した場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生した場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施項目

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものと する。
- (イ)関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- (ウ)関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整 等を行うものとする。

(2) 災害広報

航空災害発生の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局釧路空港事務所、航空運送事業者、白糠町、釧路市消防本部、北海道(釧路総合振興局)、釧路警察署

イ 被災者家族等への広報

実施機関は、被災者の家族等旅客及び地域住民からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(3) 応急活動体制

ア 白糠町の災害対策組織

白糠町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて 応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 捜索活動

航空機の捜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」 の定めるところにより実施する。

(7) 消防活動

消防機関は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものと する。

(9) 交通規制

釧路警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫は次により実施するものとする。

ア 実施機関

白糠町、北海道

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第 5章 第10節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるもの とする。

また、「第5章 第11節 清掃計画」により、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」の定めるところにより北海道(釧路総合振興局)要請する。

(12) 広域応援

災害の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、道や他の市町村へ応援を要請する。

第6節 鉄道災害対策計画

1 基本計画

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施項目

ア 北海道運輸局

- (ア)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備 するものとする。
- (イ)関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。

イ 鉄道事業者

- (ア) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故 を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (イ) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (ウ) 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとと もに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (エ)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備 するものとする。
- (オ) 災害発生直後のおける旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ)災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることに より、再発防止に努めるものとする。

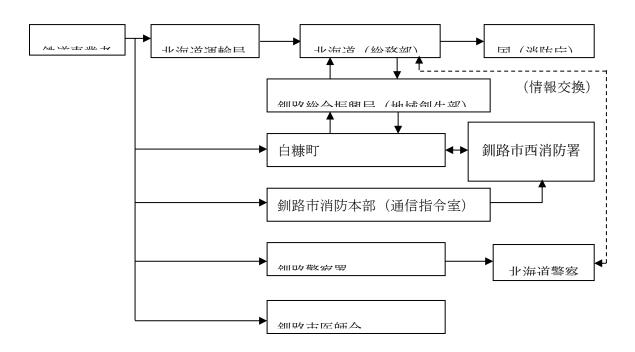
3 災害応急対策計画

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施項目

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものと する。
- (イ)関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- (ウ)関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整 等を行うものとする。

(2) 災害広報

鉄道災害発生の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

鉄道事業者、北海道運輸局、白糠町、釧路市消防本部、北海道(釧路総合振興局)、 釧路警察署

イ 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- ウ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
 - ア 白糠町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急 活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」 の定めるところにより実施する。

(6) 消防活動

消防機関は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものと する。

(8) 交通規制

釧路警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危 険物等災害対策計画」の定めるところにより実施する。

(10) 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」の定めるところにより実施する。

(11) 広域応援

災害の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、道や他の市町村へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

鉄道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。